平成２８年（再イ）第１５号
静岡市駿河区用宗４丁目３番28号
再生債務者　渡会　義雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月20日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１４号
静岡県富士市今泉3334番地の43
再生債務者　保坂　雅文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月19日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２８年（再イ）第４４号
静岡県浜松市中区北寺島町211番地の６　エスカイアハイツ205号
再生債務者　勝又　政光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月19日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再イ）第１９号
奈良県大和高田市大字市場76番地（305号室）メゾン橘
再生債務者　吉本　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月20日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（再イ）第１７号
愛知県豊川市新栄町３丁目72番地の１
再生債務者　久松　康倫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月20日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（再イ）第４９号
広島市東区中山西２丁目14番48―303号
再生債務者　新谷　健太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月20日
広島地方裁判所民事第４部

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　新潟県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　鯰越　溢弘
登録番号　31249
事 務 所　新潟県新潟市西区五十嵐三の町南２―10
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成29年１月14日
平成29年１月19日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成29年２月２日　北海道教育委員会
1　失効した免許状
氏名　白神　憲治　本籍地　北海道
⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　小学校教諭１種免許状、平２小１第544号、北海道教育委員会、平成３年３月15日
②　中学校教諭１種免許状、理科、平２中１第754号、北海道教育委員会、平成３年３月15日
③　高等学校教諭１種免許状、理科、平２高１第853号、北海道教育委員会、平成３年３月15日
⑵　失効年月日　平成28年11月２日
2　失効した免許状
氏名　安井　俊貴　本籍地　北海道
⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　小学校教諭１種免許状、平23小１第465号、北海道教育委員会、平成24年３月15日
②　中学校教諭１種免許状、理科、平23中１第516号、北海道教育委員会、平成24年３月15日
③　高等学校教諭１種免許状、理科、平23高１第767号、北海道教育委員会、平成24年３月15日
⑵　失効年月日　平成28年11月18日
3　失効の事由　以上１及び２は、教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、40歳～60歳位の男性、身長180㎝、体格痩せ型、金髪、着衣は黒色作業服、黄色いトレーナー、黒色半袖シャツ、黒色作業用ズボン、パンツ、スニーカー、所持品は財布、腕時計、テレホンカード２枚
上記の者は、平成28年11月26日午前10時21分頃、茨城県龍ケ崎市佐貫町964番地パーク水神屋１階倉庫で首を吊っている状態で発見されました。死因は、縊死による自殺と判断。身元不明のため、遺体は火葬に付し遺骨を東京都板橋区本町33―12飛龍山本教寺で保管しております。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。
平成29年２月２日
茨城県　龍ケ崎市長　中山　一生

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。
なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
平成29年２月２日
北海道知事　高橋はるみ
記
農事組合法人喜瀬農園
札幌市北区（札幌市篠路町篠路26番地）
農事組合法人浦川農園
札幌市北区（札幌市篠路町篠路354番地）
農事組合法人早山農園
札幌市北区（札幌市篠路町篠路139番地）
農事組合法人坂東農園
札幌市北区（札幌市篠路町篠路144番地）
農事組合法人堀尾農園
札幌市北区（札幌市篠路町篠路60番地）
農事組合法人白炭組合
北海道寿都郡黒松内町字白井川16番地
農事組合法人作開組合
北海道寿都郡黒松内町字白井川16番地
農事組合法人白井川組合
北海道寿都郡黒松内町字白井川16番地
農事組合法人黒松内組合
北海道寿都郡黒松内町字黒松内284番地
農事組合法人追分町旭組合
北海道勇払郡安平町追分旭352番地
農事組合法人登別町洋牛飼育生産組合
北海道登別市来馬472番地
農事組合法人砂原養豚センター
北海道茅部郡森町字砂原二丁目102番地の１
農事組合法人住吉農園
北海道松前郡福島町字桧倉54番地の２
農事組合法人士別畜産綜合牧場
北海道士別市西士別町学田5340番地
農事組合法人清川しいたけ生産組合
北海道上川郡上川町字清川
農事組合法人日東キノコ生産組合
北海道上川郡上川町字日東127番地